

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとしたステークホルダーの立場に立って継続的、安定的に企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的指針としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4)議決権の電子行使

現時点では機関投資家、海外投資家の数が限られていることもあり、電子行使や招集通知の英訳は行っていないが、機関投資家や海外投資家である株主数の状況に応じて、対応を検討するものいたします。

(補充原則1-2-5)信託銀行等の名義の株主への対応

現在は実施していませんが、該当する株主数の状況に応じて、対応を検討するものいたします。

(原則3-1)情報開示の充実

v)経営陣幹部の個々の選解任についての説明

執行役員個々の選任及び解任の理由については開示していませんが、今後はその開示について検討してまいります。

(補充原則4-1-2)中期計画の未達の分析とその開示

現在は具体的な中期計画の公表を行っていませんが、今後は中期計画の公表や未達の分析及びその開示にも取り組んでまいります。

(補充原則4-1-3)後継者の計画

最高経営責任者等の後継者の計画は策定していませんが、経験、実績、人物等を勘案して、最高経営責任者に適任と認められる者の中から、社外取締役の意見も伺い選定することとしております。今後は、計画の取りまとめ、その経過についての社外取締役のモニタリング及び最高経営責任者等の指名手続の策定等について検討してまいります。

(補充原則4-3-2、4-3-3)最高経営責任者等の選解任

最高経営責任者等の選解任については、基準や手続きの定めはありませんが、長期にわたり準備を行い、資質を備えた者を選定するとともに、取締役会においてその機能を十分発揮していないと認められる場合等には解職することとしております。なお、今後は客観性・適時性・透明性のある基準や手続きの策定について検討してまいります。

(補充原則4-8-1)独立社外者のみの会合

独立社外取締役全員が参加する監査等委員会は原則月1回以上開催されており、取締役の業務執行状況に対する監査等の議事に加え、中長期的な企業価値の向上に向けた忌憚のない意見交換や議論を行っているため、独立社外取締役のみを構成員とする定期的な会合は開催されていません。なお、今後はその必要性及び機会について検討してまいります。

(補充原則4-8-2)筆頭独立社外取締役

現在、独立社外取締役が2名おりますが、筆頭独立社外取締役は選任していません。今後の人員数や構成によって、筆頭独立社外取締役の選任を検討してまいります。

(原則5-2)経営戦略や経営計画の策定・公表

収益計画や資本政策の基本的な方針やKPIは示しておりますが、今後は資本効率を踏まえた指標の検討や、その実現のための経営資源の配分等についての説明も検討してまいります。

(補充原則4-11-3)

これまで当社では、取締役会全体の実効性に関し、分析・評価を行っていませんでした。今後は、自己評価を行う際の評価項目や評価方法等について検討を進めてまいります。

(補充原則4-14-2)

当社では弁護士や外部専門家を取締役会に招き、「取締役の権限と責任」等をテーマに勉強会を行っているほか、監査等委員を中心に外部の研修会に積極的に参加しておりますが、方針の策定、開示は行っていませんでした。今後は方針を明確にし、それに沿ったトレーニングを実施するとともに、外部への開示を図ってまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4)政策保有株式

i)政策保有に関する方針

当社では戦略的に重要な取引先等の株式を取得することができるものとしており、そのような株式を保有しております。取得に当たっては全て取締役会での審議、承認を必要としております。

ii)政策保有株式にかかる検証の内容

政策保有している上場株式については、その保有による便益やリスクを個別に検討しております。

iii)政策保有株式にかかる議決権行使基準

議決権の行使に当たっては、議案の内容を精査し取締役会に諮った上で適切に行使しております。

(原則1-7) 関連当事者間の取引

関連当事者等取引管理規程を定め、取締役会での承認(開始時)、報告(年度ごと)を行うこととしております。また毎期、全取締役が関連当事者及び当社グループとの取引の有無・内容を記載した「関連当事者等一覧」を提出しております。

(原則2-6) 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社では確定拠出年金制度を導入しており、企業年金基金制度はありません。

(原則3-1) 情報開示の充実

- i) 経営理念や経営戦略についてホームページや開示資料等において示しております。
- ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。
- iii) 取締役の報酬決定方針については、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、職責や業績貢献度を適正に評価した上で、適切に決定するものとしております。取締役の報酬決定に当たっては、執行役員の報酬も含め、社外取締役を過半数とする報酬委員会(委員長は社外取締役)にて上記方針に基づいて審議を行い、その結果を尊重して決定しております。  
なお、平成30年5月に役員報酬体系の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止したほか、中長期的なインセンティブとしての報酬設計等に関し、平成30年6月22日開催の第57回定時株主総会での承認及び同日開催の取締役会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することといたしました。  
取締役の報酬につきましては、今後も適宜、報酬委員会において議論を行ってまいります。
- iv) 取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は、経験、実績、人物等において総合的に適任であると思われる人物を候補者として、取締役会において決定いたします。  
なお、経営陣幹部については、執行役員規程に基づく選任又は解任の基準により、取締役会において決定いたします。
- v) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、社外取締役については本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営に係る事項」に記載しております。取締役の選任については、「株主総会招集ご通知」において個人別の経歴及び選任理由を記載しております。執行役員の個々の選任及び解任の理由については開示しておりませんが、今後はその開示について検討してまいります。

(補充原則4-1-1)

取締役会で何を判断・決定するかについては、法令で定められた事項の他取締役会規程にて定められております。それ以外の業務執行上の決定は代表取締役及び担当取締役又は執行役員に委任し、その基準は「職務権限規程」に定められております。

(原則4-9) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

金融商品取引所が定める独立性基準に沿って選任しており、経験及び実績に加え人物的にも十分貢献できる方であると認識しております。

(補充原則4-10-1)

当社は、取締役や執行役員の報酬決定に当たり、任意の諮問機関として社外取締役を過半数とする報酬委員会(委員長は社外取締役)を設置しております。なお、任意の指名委員会は設置していませんが、取締役の指名に当たっては、経験、実績、人物等において総合的に適任であると思われる人物を候補者として、取締役会において決定しております。

(補充原則4-11-1)

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内、監査等委員である取締役5名以内とし、取締役会の構成において、迅速かつ適正な意思決定を行うのに適正な規模、また業務知識、経験、能力等のバランス及び多様性に配慮することとしております。なお、現在の取締役会全体の多様性等に関してのバランスは図れていると考えております。

(補充原則4-11-2)

社外取締役2名のうち1名が現役の弁護士であります。他の1名は他の会社の役員等を兼務していません。なお、他の取締役5名については、連結子会社の取締役または監査役を兼務するものの(グループを一体的に経営する上で必要)、子会社以外の会社との兼務はしていません。

(補充原則4-11-3)

これまで当社では、取締役会全体の実効性に関し、分析・評価を行っていませんでした。今後は、自己評価を行う際の評価項目や評価方法等について検討を進めてまいります。

(補充原則4-14-2)

当社では弁護士や外部専門家を取締役会に招き、「取締役の権限と責任」等をテーマに勉強会を行っているほか、監査等委員を中心に外部の研修会に積極的に参加しておりますが、方針の策定、開示は行っていませんでした。今後は方針を明確にし、それに沿ったトレーニングを実施するとともに、外部への開示を図ってまいります。

(原則5-1) 株主との建設的な対話に関する方針

当社では「IR宣言」を策定し、ホームページ上で公開しており、それを実践するため、経営企画室及び管理部をIR担当部署と定め、年に2回社長自らが実績や戦略等について説明を行う決算説明会を行っているほか、社長又はIR担当執行役員が株主や投資家を訪問し事業内容や戦略等について説明を行っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エムワイコーポレーション	1,248,600	9.99
株式会社ソルブティ	1,217,500	9.74
株式会社ティ・アイロード	923,900	7.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	866,000	6.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	688,200	5.50
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	410,600	3.28

後藤 弘治	324,800	2.60
後藤 隆司	324,800	2.60
後藤 勇二	324,800	2.60
第一生命保険株式会社	254,600	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤崎 直子	他の会社の出身者													
平賀 敏秋	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤崎 直子	○	○	—	上場会社の取締役としての幅広い見識と豊富な経験を有しているほか、平成11年12月から平成24年12月まで、上場会社の経理部門等を担当しておりましたため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な助言・提言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したことから、藤崎直子氏を社外取締役(監査等委員)に選任いたしております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
				弁護士としての高度な専門的知識及び経験、また、他社の社外役員としての経験・知見等に基づき、当社の業務執行に関する意思決定に

平賀 敏秋	○	○	—	<p>において、妥当性及び適正性の見地から適切な助言・提言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したことから、平賀敏秋氏を社外取締役（監査等委員）に選任いたしております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。</p>
-------	---	---	---	--

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤しており、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査部門との連携が実施できているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人はおりませんが、監査等委員会はその業務を補助する従業員を任命することができることとなっております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査人と会計監査人との連携につきましては、監査計画策定時において協議を行う他、会計監査人による実査に監査等委員又は内部監査責任者が立ち会います。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査責任者よりそれぞれの監査結果の報告を受け、問題点の確認等を行います。

当社は、監査法人A&Aパートナーズを会計監査人として選任しております。なお、平成30年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

- ・監査業務を執行した公認会計士の氏名  
指定社員 業務執行社員:木間 久幸  
指定社員 業務執行社員:岡 賢治
- ・監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士9名、その他5名

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

### 補足説明

取締役等の報酬等に関する手続の客観性及び透明性を確保することにより、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役会の決議により選定された3名以上の委員により構成され、委員の過半数を社外取締役とする報酬委員会を設置しております。

## 【独立役員関係】

### 独立役員の数

2名

## その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

#### 該当項目に関する補足説明

役員持株会制度を導入しております。  
また、平成30年6月22日開催の当社第57回定時株主総会における承認及び取締役会決議により、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、当社執行役員及び当社子会社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与することを決定いたしました。これは、当社の業績向上に対する取締役（監査等委員である取締役を除く。）、当社執行役員及び当社子会社取締役の意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的として付与するものであります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役、その他

#### 該当項目に関する補足説明

当社執行役員についても、ストックオプション付与対象者としております。

### 【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

取締役の平成30年3月期の報酬につきましては、1億円以上となる者はいないため、個人別の報酬額を開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等は、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、役位、職務内容、実績等を勘案して決定しております。第57期における当社の取締役に対する報酬等は以下のとおりであります。

取締役（監査等委員を除く）に支払った報酬等	339百万円
取締役（監査等委員）に支払った報酬等	35百万円（うち、社外役員 17百万円）
（計）	374百万円（うち、社外役員 17百万円）

### 【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役2名を選任いたしております。社外取締役のサポート体制は以下のとおりです。  
・取締役会、監査等委員会の開催に当たり、資料の事前配布及び事前説明を行うこととしております。  
・専任の取締役スタッフは設置しておりませんが、管理部門の人員が取締役の求めに応じてデータの抽出や資料の収集を行うこととしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

#### ○監査等委員会設置会社

監査等委員会は3名（常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名、うち社外取締役2名）で構成され、経営上の意思決定及び執行に対しての監視を行っております。監査等委員は取締役会等重要な会議へ出席し必要な意見を述べる他、監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤となり、決裁された稟議書、帳票及び契約書等を閲覧のうえ各部門長へのヒアリングを実施するとともに、内部監査部門と会計監査人との連携を強化することにより、監査の実効性確保に努めております。

#### ○ガバナンス機構に関する現状の体制、業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセスの導入

当社における意思決定および業務執行のプロセスは次のとおりであります。  
重要な経営課題等は、通常1ヶ月に1回開催されます取締役会（必要な場合には臨時に開催されます。）に諮られます。  
取締役会の議案について、内容の検討期間を確保することを目的として可能な限り事前提供を実施する等、業務執行の適正性及び効率性の向上に努めております。  
取締役会に諮られた事案は、十分に検討・協議され、監査等委員の意見を聴いて、必要な場合には修正を行い、最終的に承認又は否決されます。

承認された事案については、各業務を担当する執行役員が業務執行の責任を負い、各業務部門の統率を行うとともに、取締役会において担当業務の執行状況についての報告を行います。取締役は各執行役員からの報告を受け、業務執行状況についての監督を実施しています。





### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会では、原則としてすべての質問に対し回答しております。 なお、自社ホームページ内に「IR情報」のコーナーを設け、招集通知や議決権行使結果、プレゼン資料、質疑応答内容等を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表、第2四半期決算発表のタイミングで日本証券アナリスト協会主催の決算説明会(IRミーティング)を実施し代表者自身による説明を行っているほか、四半期決算ごとに機関投資家等を対象に代表者またはIR担当者による個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ内に「IR情報」のコーナーを設け、財務情報、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室及び管理部がIR担当となっており、IRに関連する業務を行っています。	
その他	当社では、IR活動を経営の最重要項目のひとつとして改めて位置づけるとともに、市場関係者の方々との信頼関係を構築し、企業価値の向上を図るため「IR宣言」を策定し、公表いたしました。 また、2012年3月期本決算より、決算短信と同時に決算説明資料を公表しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得し、環境マネジメント活動を実践しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	お取引先、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供することを、企業行動憲章にて定めております。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとするステークホルダーの立場に立って、継続的、安定的に企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的指針としております。その実現のためには、業務を適正かつ効率的に行い、また、その状況を適切に監視するとともに、ステークホルダーに対して正確な情報開示を行うことができる社内体制が不可欠であると考えております。この社内体制、すなわち内部統制システムを充実することは、当社におきましてきわめて重要な経営課題であると認識しております。

#### 2. 内部統制システムの整備状況

当社における業務執行のプロセス及び内部統制システムは次のとおりであります。重要な経営課題等は取締役会に諮られます。取締役会に諮られた事案は、十分に検討・協議され、監査等委員の意見を聴いて、必要な場合には修正を行い、最終的に承認又は否決されます。承認された事案については、取締役を中心に、各業務を担当する執行役員が業務執行の責任を負い、業務部門の統率を行っております。また、各部門における業務遂行に当たりましては、稟議制度の実施、社内規程等のルールに基づいた業務遂行を実践しております。一方、内部監査室は、業務執行のラインからは独立した立場で各業務部門に対する内部監査を実施し、不正や誤謬の発見及び防止、効率化の提案等を行っております。また、コンプライアンス担当取締役を置いて（現在は常務取締役が担当しています。）、企業行動憲章やコンプライアンス規程の周知・徹底を図るなど、社内におけるコンプライアンスの推進を行っております。

#### 3. 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制整備の基本方針は、以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役（監査等委員を除く。以下同。じ。）及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・日進工具グループにおける企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程遵守の確保並びに日進工具グループの経営の強化に資することを目的として制定した、「企業行動憲章」を周知徹底し、取締役及び従業員はこれを遵守するものとする。
  - ・コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンス規程」を取締役及び従業員に周知徹底させるとともに、違反が発生した場合にはその検討・審議を行い、速やかに代表取締役社長に報告する。
  - ・当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに常勤監査等委員に通報する。常勤監査等委員はコンプライアンス担当役員に事実関係の調査を依頼し、コンプライアンス担当役員は調査結果を代表取締役社長及び常勤監査等委員に報告する。（通報への対応は速やかに行うものとする）
  - ・コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的として、常勤監査等委員及び第三者機関を窓口（連絡先）とした日進工具グループの内部通報制度「NSホットライン」を設置・運用する。

- (2) 取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役及び従業員の職務の執行に係る各種の文書、帳票類等の保存及び管理については、「事業活動に関する文書の管理規程」を制定し、適切に作成、保存、管理する。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録の作成及び保存については、法令に従い適正に作成し、適切に保存、管理する。
- ・「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立する。
- ・企業秘密については、「営業秘密に関する管理規程」に基づき適切に管理する。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の基本的事項は、「リスク管理規程」を制定し、適切に管理する。
- ・事業運営（事業戦略、環境、品質、情報セキュリティ、輸出入管理、公正取引、与信管理、人権、会計処理等）に係るリスクについては、リスクが具現した場合の対応を含め、項目ごとに管理部門及び担当役員を定め、規程・細則・ガイドラインを作成し、教育・啓蒙活動及び定期的な監査を通じて、効果的なリスク管理を実施する。
- ・経営判断（新規事業進出、子会社設立、M&A等の経営戦略に関する意思決定等）に係るリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において十分な分析及び対策を検討する。
- ・リスク管理の観点から特に重要な案件については、取締役会に付議する。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に従い、重要事項について審議・決定を行う。
- ・取締役会は、当社グループの年間予算を決定し、達成すべき目標を明確にする。また定期的にその執行状況を監督するとともに、必要な対策や見直しを行う。
- ・当社及び子会社の取締役は、取締役会で定めた年間予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、取締役会での予算実績報告により確認する。
- ・当社及び子会社の取締役は、取締役会で定められた業務分担事項につき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。
- ・当社及び子会社の取締役及び従業員の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- ・当社及び子会社の取締役は、職務執行の効率化を図るため、各種の業務用システムの構築、運用及び改善を行う。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集、団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社に対して、取締役及び必要に応じて監査役を派遣し、主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- ・子会社の事業運営に関する事項については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門に報告、協議させるとともに、その重要度に応じて、取締役会への付議を行う。
- ・監査等委員会及び内部監査室は、往査を含め、当社及び子会社の監査を行うとともに、業務の適正性確保のため、必要に応じて相互に意見交換等を行い、連携を図る。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の業務を補助する専任部門・従業員は設置・配置はしないが、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）及び監査等委員会の求めにより、監査等委員会の業務を補助する従業員を任命することができる。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査等委員及び監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び会社に重大な影響を及ぼす事項について、その内容を報告する。
- ・内部監査室長は、内部監査の結果を定期的に監査等委員会に報告する。

- ・常勤監査等委員は、監査等委員会に対して、内部通報制度「NSホットライン」の運用状況につき随時報告し、取締役及び従業員に「企業行動憲章」に違反する事実があると認めた場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
- ・重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供する。
- ・当社グループは、監査等委員への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることを禁止する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員及び監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
- ・監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、緊密な関係を保つとともに情報収集及び意見交換を行う。
- ・監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ・監査等委員は、随時会計システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ・監査等委員は、原則毎月1回監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、内部監査室と定期的な意見交換を行う。
- ・監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については、内容を確認のうえ速やかに処理するものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社グループは、反社会的勢力排除に向け、全役職員の行動基準を明示した「企業行動憲章」において「反社会的勢力に対して毅然とした態度をとり、経済的利益を供与しない」旨を掲げ、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
- ・当社は、「反社会的勢力に対する対応態勢基本規程」を定め、全役職員及び関連会社への周知徹底を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し体制の整備を図る。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、各種業務に関わる規程・マニュアルを整備し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。
- ・体制整備に際しては、内部統制委員会を中心とした全社横断的な各部門の協力体制により行うものとする。
- ・取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して責任を有する。
- ・監査等委員会は、取締役会が財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用しているか監視し検証する。
- ・財務報告は、マニュアルに基づき作成され経理課長及び管理部長が確認を実施後、監査等委員会が記載内容に関し重要な指摘事項のないことを確認し、取締役会に付議され承認される。
- ・当社は、財務報告の有効性を確保するためにITを活用するとともに、業務プロセスに組み込まれたITが、あらかじめ定めた方針や手続きに従って適切に機能しているかどうかを監視、評価する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、全役職員の行動基準を明示した「企業行動憲章」において「反社会的勢力に対して毅然とした態度をとり、経済的利益を供与しない」旨を掲げ、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針としております。

当社は、「反社会的勢力に対する対応体制基本規程」を定め、全役職員及び関連会社への周知徹底を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し体制の整備を図っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

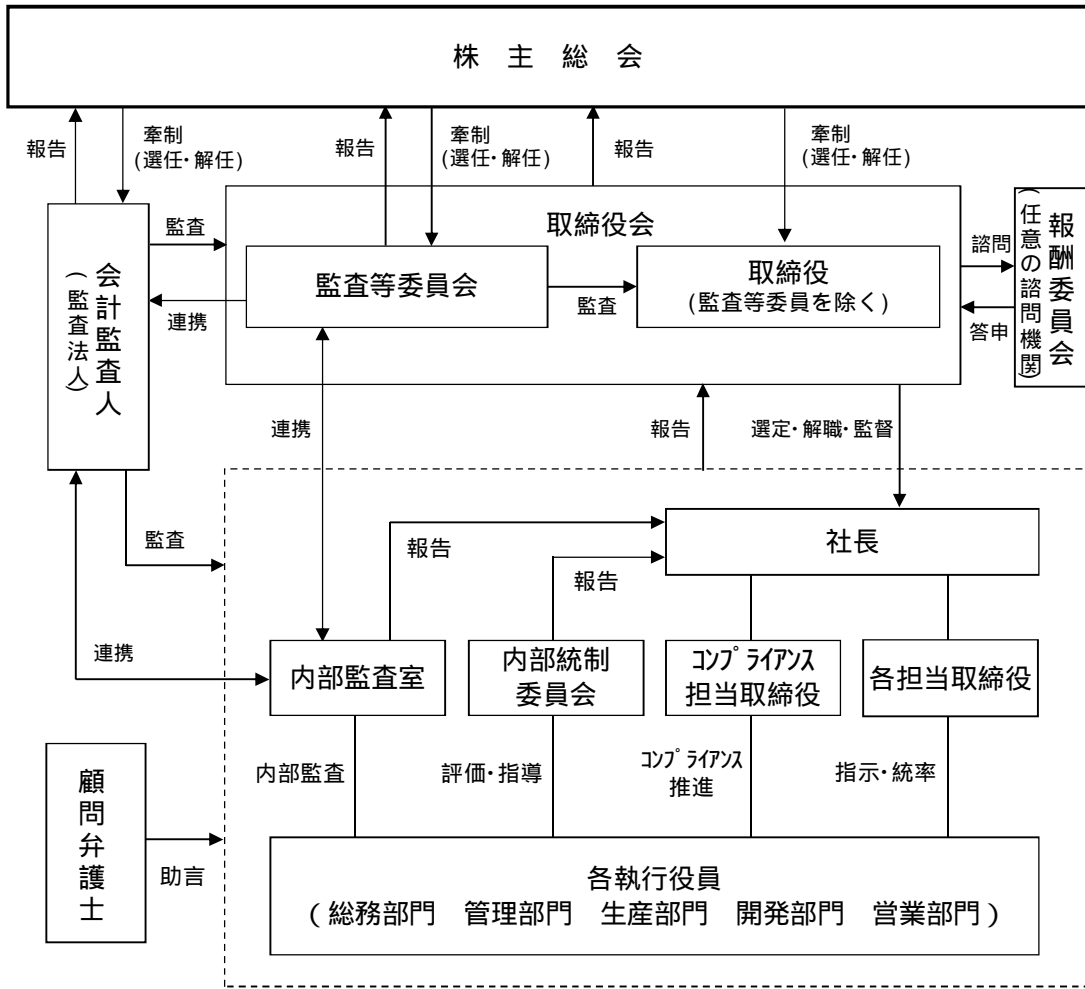
なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図（参考書類）

・内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制



・適時開示体制の概要

